

地発第1225002号
基発第1225002号
職発第1225001号
平成20年12月25日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等の実施期間について

平成20年6月25日付け地発第0625001号、基発第0625001号、職発第0625002号「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等について」（以下「通達」という。）により、株式会社グッドウィルの派遣労働者等の雇用の安定に係る措置等を図ってきたところであるが、実施日から6か月が経過し、その役割はおおむね終了しつつあることから、今般、下記のとおり、取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 通達の記の5の「当分の間」については、同年12月26日（金）までとすること。
- 2 1にかかわらず、株式会社グッドウィルの派遣労働者及び従業員であった者が、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に支援等を求めてきた際には、連携しつつ、引き続き適切に対応すること。